

第四部

第二回 参議院司法委員會會議錄第三十六号

昭和二十三年六月四日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○檢察官の俸給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

午後一時四十八分開會

○委員長(伊藤修憲) これより司法委員會を開會いたします。本日は裁判官の報酬等に関する法律案並びに檢察官の俸給等に関する法律案、両案共衆議院回付に掛かるところの修正附の法案であります。これを議題に供いたします。本案に對しましては予備審査を行なつております。前回の予備審査に引き続き質疑を繼續いたします。

○中村正雄君 先日衆議院で裁判官の報酬等に関する法案につきまして修正回付されたわけでありましたが、從つて裁判官と檢察官との間に制度の上において一應の差を付けておるといふことになつておりますが、實際の問題として、現在の檢察、判事というようにな人達を新たな給與体系に個人的に当嵌める場合におきまして、先般衆議院で通過した言われております、任用資格を同じうにやつておつて、今まで同じ待遇であつたものを直ちに差を付けることはできない、こういうことをしつゝ言われておりますが、この制度の上の差の付けますこの法案が通過した際に、檢察と判事との實際の個人別な俸給を当嵌める

場合に、どういふ方法を探られるかという点を第一にお尋ねしたいと思ふのであります。

○國務大臣(鈴木義男君) 政府といましては衆議院の修正は行き過ぎてゐるものであると考えているのであります。やはり制度といつたしまして、原案で示した程度の差を以て適當なものであると考えておる次第であります。是非本案におきましては、そのように一つ御審議願いたいと思ふのであります。任用の上におきましては、現在同じ学校を出て、同じ試験を受け、同じく試験を経験し、そして任用されてゐるのであります。甲乙を附け難いといふことは事實であります。從つてこの與えられておる俸給の等級表のそれ、該當する部分に同じ年度の卒業で、同じ年限を修習した判事補と或いは檢察補と匹敵するように俸給を給する、こういうことで参りたいと考えておるのであります。ただ一番上に行つたときにやや差別が出て来る、こういうふうに考えておる次第であります。

○中村正雄君 次に裁判官と檢察官との關係の同様なことは、法務廳の職員と判事との間に起り得ると思ふのであります。大体現在の法務廳並びに裁判所檢察官の現在までの人事を見ますと、大体判事、檢察で優秀な人を法務廳の重要なポストに据えておるといふ現実であらうと思ふのです。そういう場合におきまして、法務廳の職員は、わゆる一般行政官として、政府職

員の給與といふ通過した法律によりまして、一級から十四級まで、この最高一万円、最低一千元、こういう給與体系によつて律せられるわけでありますが、その場合現在法務廳に居ります判事、檢察の前後を持つてゐるところの職員、こういう人達が恐らく一般行政官としまして支給される最高級といふものは、恐らく十三級が最高だろつと思ふのです。そうしますれば、十三級の六号俸を貰いますと八千円、ところが、自分達と同等或いは同等以下の後輩の人達が判事、檢察の職に居るために、檢察であれば最高一萬三千円、判事であれば最高一萬四千円買えるといふ、こういう制度になつたのであります。從つてこれも制度の上でどういふふうになつたといふ点につきましては止むを得ないといふにしても、現在の法務廳の職員、判事、檢察の前後を持つてゐる職員に對して、いわゆる給與体系の変更、職階制の採用といふ制度の改革によつて直ちに五千円なり或いは七千円という差が付けられるといふこの制度に對しては救済策として、どういふお考えを持つておるかといふ点をお聞きしたいのと、もう一つ、一應判事、檢察に對しましては、超過勤務手当をやらなかつたといふ、こういう法案になつておられますが、一般行政官に對しましては、これは超過勤務手当があると思ひますが、併し現在の、これは現在の關係であります。予算面その他を見ましても、大体超過勤務手当といふものは人件費の一割以上出て

おりません。從つてたゞ一般行政官としましては最高級の十三級六号の八千円を貰ひましても、恐らく或る人は忙しい仕事を一日二時間、三時間残りましたも、予算面としてあり得るところの超過勤務手当としての金はたかだか一割程度でないか。こういう点につきましてこの予算面をどうするかといふこと、又廻つては、先に申しました法務廳職員と判事との給與の割合をどうするかといふ点につきまして、法務廳總裁の所見を伺いたい、こゝに思ひます。

○國務大臣(鈴木義男君) その点は誠に御尤もの質問でありまして、法務廳として非常に苦心しておるところであります。いづれこの法案が通過いたしましたらば、引續いてその点について議論を練りまして、御審議を煩わすようなことが出来るかも知れないと思ふのであります。或いは政令その他の方法でできるかも知れません。とにかく判事、檢察たる身分を持つておられる、ただ法務廳の職員になつておられる、このために非常な不利益を受けるといふことは誠に不氣味の毒のことであり、又合理的でないと考えられます。かゝる、そういう人々につきましては、例へば檢察たる地位を持つておつて法務廳の仕事をやつておる、そういう形において檢察に對する給與を差上げることはできるというふうなことになるかと思ふ。判事の場合には一應檢察に轉換をして頂きまして、そして法務

廳の仕事を手傳つて頂く、こういうふうな形にすべきではないか。これは一案であります。又近く給與の基準が変る予定でありますから、その差といふものは非常な今のようになく開いていないで済むのではないか。それに超過勤務手当といふものは一般の行政官と與えられるわけでありまして、それ、それも只今仰せのように少しの額でなく、もう少し二三割というふうな額に増加させることによりまして、これらの差の開きといふものをできるだけ少なくすることができせんかといふようなことも考えております。何と申しましても、法務廳の職員は普通の行政官とありますから、どうしても判事、檢察といふふうには参らない。その点の一つ犠牲を拂つて頂く。こういうことでやつて頂きたいといふことを考えておる次第であります。只今のところまだ確定した案を持つておりませんが、十分各方面から考へて適當に善処したい、こゝに考へておる次第であります。

らしくは法務廳において考へておると同じように、判事たる身分を持つて、そのうち裁判所の調査事務に従事して、おるという形をとりまして、同じ待遇を與へるということが可能になるのではないかと、こゝう考へておられます。

○中村正雄君 最後に超過勤務手当につきまして再度お尋ねしたいわけですが、現在超過勤務手当というものが一應官吏にもできまして、一應の居残りその他によりまして、一應の居残りに対する報酬という途は開かれておるが、実際これは一般行政官も同じことであるが、一應法務廳の職員については今問題がありますので、それに関連してお尋ねするわけでありまして、実際の超過勤務をしたという時間に対しての当然要求で得る超過勤務手当に對しまして、予算面の関係で非常に制約されておる。仮に現在の給与面から算出したしまして、月に三千円ならば三千円ある人につきましては、超過勤務しておるとした場合で、予算が五百円しかないという関係で五百円で抑えられておるといふ現状だと思ひます。これは法務廳に限らず一般行政官全体の問題であると思ひますが、こゝういふことに對しまして、やはり實際事務の繁忙のために居残りした時間に対するところの賃金というものは、それに相應したものを拂ひ得るという予算面の措置が必ず必要であると思ひますが、これにつきましの政府の御見解を伺ひたい、かように思ひわけです。

○國務大臣(鈴木義男君) その点も政府としては十分考へておる次第でありまして、大蔵大臣にその点を閣議にお

いて注意を喚起いたしましたので、できるだけ余裕のある人件費を計上するよう求めるに置いていたものでございます。今回提出する予算案によりまして、少くとも二割以上の時間外勤務の手当を給し得るような設計が幾つておる筈であります。向々員その他の、流用と申しますと諸弊があるが、そのうち点も斟酌いたしまして、できるだけ高額の時間外勤務の手当を出せるように政府といたしましては努力いたしておる次第であります。

○中村正雄君 念のためにこれはお伺いして置くわけですが、この裁判官と檢察官の報酬に関する別表であります。これは現在政府の決めておられますところの一月の物價水準によるところの二千九百二十円ベースによる号俸だ、従つて賃金のベースが変れば又号俸も変わるのだ、いわゆるスライドするのだと、かように考へてよいですか。

○國務大臣(鈴木義男君) その点は非常にデリケートの問題でありまして、大体スライドするつもりであります。が、併し機械的にスライドするものであるといふふうには考へておらないのであります。特に法律を提出して、法律によつて規定しております以上は、これが毎月々インフレーションで非常に貨幣價值が下つて行く、それでこれを機械的に計算して追ひ掛けて行かなければ間に合わないという事態に相成つたといふことです。これは当然スライド制を採用しなければならぬと思ひますが、我が國のインフレーションの状況はそれ程悪化しておりませんので、重ねて若しこの給与が實際の事情に即しなくなりましてならば、更に御提案をいたしまして御

協議を願うという余裕があるかと考へておるのであります。従つて機械的にスライド制を採用したというつもりではおらないのであります。精神的に原則として將來をうける法律を出す、こゝういふ了解の下にスライドして行くといふことを考へておるのであります。そういふふうに御了解願ひたいと思ひます。

○中村正雄君 私のお尋ねしましたのは、さういふふうには機械的にスライドするといふ意味ではありませんので、現案に申しますれば、二千九百二十円を基準にしましたために、一般行政官につきましてもこゝういふ賃金体系になつた、又これによつて檢察官、裁判官もこゝういふふうになつたわけでありまして、若しも政府は二千九百二十円ベースを破りまして、幾らかに新たなベースができました場合は、一般の行政官につきましてもこの給与別表というものは変わるだらうと思ひわけでありまして、従ひまして、一般行政官の給与の号俸が変るときは、同時に裁判官、檢察官も変わるような法案を提出される用意があるかないかといふことをお聞きしておるわけですが。

○國務大臣(鈴木義男君) それは当然であります。二千九百二十円ベースで大体これはやつておりますが、ただ幾らか二千九百二十円ベースに加ふるに、体面、地位といふものに対する報酬を考慮に入れておられますので、正確にいへば、労働賃金と同じような意味においては申しかねると思ひますが、大體二千九百二十円ベースで立案せられたる号俸でありますから、ベースが変れば又当然立案をし直しま

して御協議を頂く、こゝういふ方針であります。

○岡部常吉 先程裁判官、檢察官と法務廳の職員との給与の権衡問題について總裁がお答えになりました点で、一つの案としては或いは檢察官を兼務せしめて、檢察官の俸給を給する途もあるんではないかといふふうにおつしやりました。この点は私は大いに考へ物であるかと存するものであります。これは従前においてはまああつたことではあります。併しそれは會計検査院或いは法制局等によりまして非常に批難せられたところでありまして、これはそれらの官廳によつて批難せられるまでもなく、面白くないやり方であらうと私は考へるのであります。新しい憲法の時代におきましては努めてこれは避けなければならぬと思ひます。會計検査院が批難いたしますのは、予算の区分を案というところが強く言われたのであります。これは検査院を俟つまでもなく、常識として避くべきことであると私は信ずるのであります。又一步を譲りましてそれが許さるるものとしたとしても、これは他の行政官廳においても同じようなことが言えるのではないかと、地方の官廳と本省との間の関係というふうなものは恐らく同様であらうと考へるのであります。一度法務廳と檢察廳の間にさういふふうな便法が生れますならば、他にもこれに倣いたくなるのはこれは自然の情であります。こゝういふふうになつて参りますれば、これは予算の区分といふものがもう根底的に破壊せられると申してもいいと存するのであります。この点は他の方法を一つよくお考へになつて、便法があればその便法を

採られるように私は希望いたしますのであります。

○國務大臣(鈴木義男君) その点は謹んで御意見を承つて置きます。無論先程申し上げたように、確定した意見を述べたのではないのであります。例へばといふことで、さういふことも考へ得るということをお上げたのでありますので、十分考慮いたしまして慎重に処したいと思ひます。

○小川友三君 本案は大分長く審議されておりますので、簡単にちよつと伺いたいと思ひます。歴代の司法省、今の法務廳は予算を取るのが非常に下手で、法務廳に動いてゐる人はどうもいつも貧乏顔で、待遇が悪くて困つてゐるといふことを、法務廳なんか訪問しますと先ず第一番にそう言われるのであります。今回の超過勤務手当は支給しないといふようなもの非常に法務廳裁は遠慮なさいます、どうかと思つております。支給したいと思ひますが、實際におきまして警察署あたりを調査して見ますと、時間外は殆んど二倍の時間外の仕事をやつておるやうに思われます。そこで政府は支給を相当にすべきであると、こゝ考へております。これにつきましてお尋ねを拜聴し、それから第十條ですが、今中村委員のおつしやつたお話も幾らか入つておりますが、俸給その他は物價が上つた場合には上げるといふ政府の御意見かと認めますが、これは今の法務廳裁のお答で、上つた場合には國會へ出して協賛を得るということでありまして、余り突つ込んでお伺ひいたしません、これは予算を伴いますので、國會の承認を得る、さうしてほんの少し上げるのでなくて、ふさわしいだけの

給与を上げて行く、報酬を上げて行く

これは提出の時が切迫しましてかくのを想像して書いたのですが、これは物を申出られておりますので、これを許する、さうして五年或いは十年の修習

まして、大蔵大臣にその点を閣議にお

立案せられたる後、起りすから

会の承認を得る、そうしてほんの少し

給與を上げて行く、報酬を上げて行く
という方針だと思ひますけれども、こ
の点につきましては法務総裁及び政府
を信頼しておりますので、公平なる運
用をして頂けると思つて、丸呑みに本
議員はしようと思つておりますけれど
も、これに對して御所見を拜聴いたし
たいと思つております。

それから第十三條ですが、この昭和
二十二年法律第六十五号というのは、
五月二日で切れておるのではないかと
思ひますが、ここでは抹消してよいと
思ひますが、大臣の御所見を拜聴申上
げるときに、司法修習生における給與
についてはもう少し明確に待遇を改善
するといふような点で、もう少し案が
ございまいしうかしら、それについて
御所見を拜聴いたしたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木義男) 時間外勤務
について、政府としては派山の部課を
持つておりますので、余り不公平な
こともちよつと希望いたしかねます
ので、その点は一つ議會の方の心ある
御協賛をお願いいたしたいと、こう考
えておるのであります。

それから只今のスライドという言葉
は語弊がありますが、物價の変動に伴
う増額の問題は、第十條の規定であり
ますから、先程申し上げるような
原則をここに譲つて、政府が、將來か
くのとき事情が起つたならば、國會
の協賛を仰ぐといふことを條件にして
スライドして行くといふことを明らか
にして置く、こういう程の意味を持つ
ておるのであります。こう御了承を願
いたいであります。もう一つは何で
したか。

○委員(伊藤修吉) 五月二日。
○國務大臣(鈴木義男) 五月二日、

これは提出の時が切迫しましてかくの
ごとき現象を生じたのでありまして、
誠に申訳なく存じておりますが、併
し法律は、これが通過いたしますれば
實際は一月に遡つて支給いたしますのであ
りますから、實際問題としては不便
がないわけでありまして、ただ二つの面
において一度失効して、通過の日を以
て、公布の日を以て新たに整理する
といふことで、その点御了承を願ひたい
と思ひます。

○小川友三君 但書の「司法修習生の
受ける給與については、なほ従前の例
による」と簡単に書いてございませ
んが、法務総裁はもつと明確に待遇を明
記するお考えでございませうかと
いふことを伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木義男) この司法修
習生のこと最高裁判所の方で扱つて
おりますので、最高裁判所の方で決
め下さるわけなんです、それで「従前の
例による」といふことは、結局一般公
務員と同じように二千九百二十円ペー
スのときは二千九百二十円を土合にし
て給與が與えられます。又基準が變り
ますれば、その基準に従つたものが與
えられる筈でありまして、大して不都
合はないと考えております。

○委員(伊藤修吉) 他に御発言がな
ければ法務総裁から……
○國務大臣 ちよつと委員長、一言あ
ります。今の十條を伺ひましたら、こ
れは或いは前にどなたか質問されて
るかも知れませんが、いささか言葉尻を
捉えるようでありまして、スライドに
なりますと、これは上るといふことだ
けでなく、下るといふことも含まるべ
きことだと思ひます。これは
一般生活費なんかが増加する場合のみ

を想像して書いたのですが、これは物
價が下落した場合のことについては何
にも触れておらないように思ひます
が、この点について何か御説明がござ
いましたらどうか、何か承らないよう
にも思ひますが、下落する場合のこと
について伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木義男) その点はこ
の十條の問題としてでなく、もつと大
きな問題として、司法官の給料を將來
物價が下落した場合にどうするかとい
ふ問題としてお答えいたしてあるので
あります。それで非常なこれは困難な
問題であります。政府の解釈とし
ては、實質上の報酬が變らなければ、
名義上の報酬が減額せられることがあ
つても、いわゆる憲法のその報酬を減
額しないといふ保障を破るものでない
のだといふ解釈を採ることができ、
かういふふうにお答をしておるわけ
であります。併しその終局的な問題は、
結局憲法の正当な解釈になるかなら
ないかといふことは、最高裁判所の判
断に俟たなければならぬことに相成つ
ております。一應政府としてはそのよ
うに考えておるということをお上げて
置いたわけでありまして、この條文では
下る時のことは考えてないのであり
ます。

○國務大臣 今の点につきましては、
鬼丸委員から何か御質問があつたよう
に承つておりますが、この程度で留保
して置きます。

○委員(伊藤修吉) その時に質問が
あつたので、お答もあつたのですが、
それを了承したとも何とも……大いに
研究するところまで言つておら
れましたのです。では法務総裁が發言

を申出られておりますので、これを許
可いたします。
○國務大臣(鈴木義男) 質疑を終
了しまして、法務総裁として一言發
言をお許し願ひたい。この政府原案と
いふものは、御承知のように質疑の過
程において明らかになりましたよう
に、非常な政府といたしましても慎重
な審議を重ねました結果到達した結論
でありまして、一方に憲法の精神も生
かして、他方に現実の事實に即して、現
在動めております判事檢察事務官の地
位、感情その他を顧慮いたしまして、
この辺ならば我慢をして頂くことがで
きよう。又我慢をして頂くより外ない
といふ差別を立案いたしたわけであり
まして、これが衆議院の委員会におき
まして更に差別を強くせられたとい
ふことにつきましては、先程申し上げ
ておりますように、同じ学校を出、同じ
試験を受け、同じように修習を経て、
そして同じ年限の勤続年限を持つて
おる判事と檢察とが、上の方に参りま
してからずつと待遇の上に開きがで
きるといふことは、社会的に見ても如何
にもその人間の價値に相違があるとい
うようなふうには誤解される虞がある
のであります。一種の信義の問題で
ある、權威の問題であるといふことか
ら、低い方の待遇を與えられます檢察
としては、誠に遺憾に存じておるこ
ろであらうと思ひます。そこで
一つ差別といふものは、憲法が確
かに裁判官を以て最高の官吏とし、檢
事の間に若干の差を認めておるとい
ふことは否定いたしません、この精神
に即する制度を先ず立てなければ
ならぬ。制度を立てて、そして先づ
採用試験も大體弁護士と檢察とを採用

する、そして五年或いは十年の修習
を経て後にその優秀な人を裁判官に任
用するといふような制度を開くこと
によつて初めて、そういう差別待遇とい
うものが素直に受取ることができ
るようになるのであります。政府
はその点に意を用ひまして、早晩そ
ういふ制度を、この國會には間に合
ないかも知れませんが、次の國會には必
ず御提案申し上げまして、新しい任用
制度を採用いたしたいと考えているの
であります。それでありますから、そ
れを諒とせられまして、何卒政府原案
をお通し下さるようにお願ひいたす
のであります。この制度の方を改革し
ないで、いきなり政府原案の差別す
らも、甚だ心安からざるものを感じて
おります。更にこの上差別を強くせ
られますことは、現在この任にあり
する人達にとつては堪へ難いことであ
るのであります。それで万止むを得な
いならば、当分の間これは差別を附け
ないといふように留保を附せられま
して、御審議を煩うことができま
す。それとも幸いである、かように考
えておりますので、何卒政府の意の
あるところをお酌み取り下さいまして、
然るべく御審議を賜わりたいと存ず
る次第であります。

○衆議院議長 甚だ淺薄の質問のよう
ですが、私共民間におつて聞いたと
ころでは、弁護士に前判事という肩書
を附けることは許されておりましたが、
檢察といふ言葉はなかつたかと思ひ
ます。あれはそういうことについて、何
か考慮せられて、弁護士たる人の履歷
を飾るために、前判事という称号を、
例えば弁護士事務所を表札にも掲げて
いたことがあるように思ひます。今の

第三部 司法委員会會議第三十六号 昭和二十三年六月四日【參議院】

状況はつきりしませんが、それは私大いに判事に対する待遇の上に影響するものと思ひますから、伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木義男君) それは私の理解しておるところでは、法令上は別に何ら根拠はないが、事実前に判事であつた人は前判事、元判事弁護士何某といふことを看板や名刺に書くのでありますが、余りいい習慣ぢやない。検事も同じように、前検事弁護士といふ看板を置き、名刺を出す人は少くないのでありまして、別にこれは法令上でそういうことを使つてよろしいというやうな規定はないと思ひます。事実上むしろ医者の場合、医学博士という言葉を使わせないやうにいたしました。が、それと同じやうに前歴を看板等に使わないやうにさせるというやうなことを考えれば考えることはできると思ひます。只今のところは禁止規定もない。それでありますから、検事も判事も同じやうに前歴は使つていいというふうに了解いたしております。

○委員長(伊藤修君) ではこの程度にいたしました。本案に対しては両案共月曜日にこれが採決を請りたいと存じますから、各派において十分一つその用意をお願いしたいと思ひます。では本日はこれを以て散会いたします。

午後二時二十五分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 岡部 常君
委員 中村 正雄君
水久保 莚作君
宇都宮 登君

來馬 琢道君
宮城タマヨ君
星野 芳樹君
小川 友三君
西田 天香君
國務大臣 鈴木 義男君
政府委員 國務大臣 岡咲 惣一君
法務廳事務官 見第一局長

昭和二十三年七月二十二日印刷

昭和二十三年七月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局